

## 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 26 年 5 月 1 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 2 (略)</p> <p>(運用報告書 (全体版) 及び交付運用報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第 8 条 規則第 10 条第 1 項 <u>及び第 10 条の 2 第 1 項</u> に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施し、平成 26 年 月 日 する投資信託の運用報告書 (全体版) 及び交付運用報告書から適用する。 (政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 2 (同 左)</p> <p>(運用報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第 8 条 規則第 10 条第 1 項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>